

# 高松市・国分寺町合併協議会 第 9 回 会 議

## 附 属 資 料

### 目 次

1 「その他の事業について」に関する資料（協議第 19～21号）	1 ～ 5
2 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料（協議第 23号）	6 ～ 8
3 「地方税の取扱いについて」に関する資料（協議第 24号）	9 ～ 18
4 「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料（協議第 25号）	20 ～ 23
5 「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料（協議第 27号）	24 ～ 26
6 「消防団の取扱いについて」に関する資料（協議第 28号）	27 ～ 33
7 「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第 29号）	34 ～ 40
8 「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第 30号）	41 ～ 47
9 「交通関係事業について」に関する資料（協議第 31号）	48 ～ 57
10 「その他の事業について」に関する資料（協議第 32号）	58 ～ 59

## 協議第19～21号資料

### 「その他の事業について」に関する資料

(協議第19号)	情報公開制度について	2
(協議第20号)	外部監査制度について	3
(協議第21号)	水問題対策について	4～5

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(情報公開制度)	
分類	情報公開制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 制度の概要	<p>(根拠) 高松市情報公開条例</p> <p>(公開対象) 実施機関(市長、水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>(公開請求者) 何人も請求できる。</p>	<p>(根拠) 国分寺町情報公開条例</p> <p>(公開対象) 実施機関(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープ(録音テープ及びビデオテープに限る。以下同じ。)であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>(公開請求者) 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 町内の事務所又は事業所に勤務する者 町内に所在する学校に在学する者 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事に利害関係を有すると認められる者</p>
2 公開方法	<p>(公開場所) 市役所本庁 情報公開コーナーにおいて公開</p> <p>(写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 市長が定める額 A3 カラー 100円/枚</p>	<p>(公開場所) 実施機関が指定する場所</p> <p>(写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 100円/枚(A0サイズに換算)</p>
3 審査会	<p>(名称) 高松市情報公開審査会</p> <p>(委員数) 5人以内</p> <p>(任期) 2年</p>	<p>(名称) 国分寺町情報公開・個人情報保護審査会</p> <p>(委員数) 5人以内</p> <p>(任期) 2年</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
公開対象、公開請求者及び写しの交付に要する費用に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(外部監査制度)	
分類	外部監査制度	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 概要	<p>(目的)  監査機能の独立性、専門性をより一層充実させるため、契約した外部の専門的知識を有する包括外部監査人により、特定のテーマを選定し、実施する。</p> <p>1 包括外部監査契約に基づく監査  (都道府県、政令指定都市、中核市は義務付けられている。)  ・外部監査人 1名  ・補助者 若干名</p> <p>2 個別外部監査契約に基づく監査  市長、議会からの監査請求や住民監査請求に係る個別外部監査契約に基づき実施する。</p>	該当なし。
2 実施状況	包括外部監査は、地方自治法の規定に基づき、平成11年度より毎年実施している。 個別外部監査は、実績なし。	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
国分寺町では、外部監査を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 水循環健全化計画	<p>(目的) 水の世紀とも言われる21世紀において、高松市として、渇水への抵抗力を強めながら、水を大切にす循環型都市の創造を目指し、安定的で持続的な水利用を可能とする健全な水循環を確保する視点に立った総合的な取組みを進めることを目的としている。</p> <p>(策定) 平成15年3月</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成22年度</p> <p>(基本方針) ・水の有効利用と水資源の確保 ・自然な水循環の回復 ・緑地・水辺の再生 ・水質汚濁の防止 ・都市の安全と安心の確保 ・パートナーシップに基づいたまちづくり</p>	該当なし。
2 大規模建築物の節水・循環型水利用	<p>「節水・循環型水利用の推進に関する要綱」に基づき、延床面積2,000㎡以上の建築物の建築に際し「節水・循環型水利用計画書(雨水・下水再生水などの雑用水利用、節水型機器の使用、雨水の地下浸透の導入)」の提出を義務付けている。</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・国分寺町では、水循環健全化計画を策定していない。</p> <p>・国分寺町では、大規模建築物の節水・循環型水利用及び排水再利用促進助成制度を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度を適用する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
3 排水再利用促進助成制度	<p>(対象者) 市内の自己の管理する建築物からの排水を再生処理するための施設を整備する個人及び事業所</p> <p>(助成額) 標準施設費か実費の少ない額の10分の1</p> <p>(標準施設費) ・下水道普及地域 2,300万円～3,070万円 ・下水道未普及地域 720万円～1,260万円 〔1日当たりの処理能力に応じて標準施設費を7ランクに分けている。〕</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

協議第23号資料

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農業委員会及び選挙区について .....	7
農業委員について .....	8

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員会及び選挙区	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 区域面積	19,434 ha	2,625 ha
2 農地面積	6,184 ha (平成16年1月現在)	681 ha (平成16年3月末現在)
3 農家数 (基準農業者数)	10,709 世帯 (平成16年1月現在)	1,318 世帯 (平成16年3月末現在)
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
国分寺町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 有権者数	20,321 人 (平成16年3月31日現在登録者数)	3,936 人 (平成16年3月31日現在登録者数)
2 委員数		
(1)選挙による委員	40人	13人
(2)選任委員		
(ア)農協・共済推薦1号委員	2人	2人 (ただし、1人空席)
(イ)議会推薦2号委員	5人	5人
3 任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	高松市と同じ。

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がある。

対 応 策
国分寺町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

調 整 案
国分寺町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき5人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

## 協議第24号資料

### 「地方税の取扱いについて」に関する資料

個人市・町民税について	10
法人市・町民税について	11
固定資産税について	12
軽自動車税について	13
市・町たばこ税について	14
特別土地保有税について	15
入湯税について	16
事業所税について	17
納税関係について	18

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市・町民税	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人 .....均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの .....均等割	高松市と同じ。  高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 3,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×315,000円+198,000円	税率(標準税率) 高松市と同じ。  非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+176,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×350,000円+350,000円	税率(標準税率) 高松市と同じ。  非課税基準 高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 高松市と同じ。  ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
均等割の非課税基準が異なっている。

対 応 策
均等割の非課税基準については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の非課税基準については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

部 会 名	企画財政
-------	------

協定項目	9 地方税の取扱い																								
分類	法人市・町民税																								
現 況																									
項 目	高 松 市	国 分 寺 町																							
1 納税義務者	<p>市内に事務所又は事業所を有する法人 .....均等割 + 法人税割</p> <p>市内に寮、宿泊所、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの .....均等割</p> <p>市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの .....均等割 (収益事業を行うものは均等割 + 法人税割)</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p>																							
2 税率	<p>均等割 (制限税率) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>492</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>492</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>192</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>156</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>60</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2">60</td> </tr> </tbody> </table> <p>法人税割 (制限税率) 法人税額の14.7%</p>	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	492	3,600	10億円を超え50億円以下	492	2,100	1億円を超え10億円以下	192	480	1千万円を超え1億円以下	156	180	1千万円以下	60	144	上記以外の法人等	60		<p>均等割 (制限税率) 高松市と同じ。</p> <p>法人税割 (制限税率) 法人税額の14.0%</p>
資本等の金額	従業者数																								
	50人以下	50人を超える																							
50億円を超える	492	3,600																							
10億円を超え50億円以下	492	2,100																							
1億円を超え10億円以下	192	480																							
1千万円を超え1億円以下	156	180																							
1千万円以下	60	144																							
上記以外の法人等	60																								
3 申告納付期限	<p>中間申告 事業年度開始の日以後、6月を経過した日から 2月以内</p> <p>確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内</p> <p>均等割法人 4月30日</p>	<p>中間申告 高松市と同じ。</p> <p>確定申告 高松市と同じ。</p> <p>均等割法人 高松市と同じ。</p>																							

問 題 点 ・ 課 題	税率 (法人税割) が異なっている。
-------------	--------------------

対 応 策	国分寺町地域の税率 (法人税割) については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-------	---

調 整 案	高松市の制度に統一する。 ただし、税率 (法人税割) については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
-------	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり)</li> <li>・住宅用地の課税標準の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>200㎡を超えるもの 評価額の3分の1</li> <li>小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1</li> </ul> </li> <li>・賦課期日における価格(償却資産)</li> </ul>	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12	高松市と同じ。 該当なし。
4 免税点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地 30万円未満</li> <li>・家屋 20万円未満</li> <li>・償却資産 150万円未満</li> </ul>	高松市と同じ。
5 評価方法	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) その他の宅地評価法(標準宅地比準方式)</li> <li>・一般農地 標準地比準方式</li> <li>・一般山林 標準地比準方式</li> <li>・原野 近傍地比準方式</li> <li>・雑種地 近傍地比準方式</li> </ul> <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法</li> </ul> <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式</li> </ul>	<p>土地</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>家屋</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>償却資産</p> <p>高松市と同じ。</p>
6 納期	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期 4月1日から4月30日まで</li> <li>第2期 7月1日から7月31日まで</li> <li>第3期 9月1日から9月30日まで</li> <li>第4期 11月1日から11月30日まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1期 5月1日から5月31日まで</li> <li>第2期 7月1日から7月31日まで</li> <li>第3期 11月1日から11月30日まで</li> <li>第4期 1月1日から1月31日まで</li> </ul>

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
第1期、第3期及び第4期の納期が異なっている。

対 応 策
納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																									
分類	軽自動車税																																																																									
	現 況																																																																									
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																																																								
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用等)、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	高松市と同じ。																																																																								
2 税率	<p>・標準税率(50cc以下、ミニカー) ・制限税率(上記以外の車種)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,300円	90ccを超え125cc以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの	2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円	<p>・標準税率(全ての車種)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,200円	90ccを超え125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,300円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,700円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,600円																																																																								
	3輪	3,400円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																							
		乗用自家用	7,800円																																																																							
		貨物営業用	3,400円																																																																							
		貨物自家用	4,300円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,600円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円																																																																								
	その他のもの	5,100円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円																																																																								
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,200円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,600円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,400円																																																																								
	3輪	3,100円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																							
		乗用自家用	7,200円																																																																							
貨物営業用		3,000円																																																																								
貨物自家用		4,000円																																																																								
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																																																								
	その他のもの	4,700円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円																																																																								
3 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																																																								
4 納期	5月1日から5月31日まで	4月1日から4月30日まで																																																																								

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率が異なっている。</li> <li>・納期が異なっている。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> <li>・納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</li> <li>・納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> </ul>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	市・町たばこ税	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 納税義務者	市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	高松市と同じ。
2 課税標準	売り渡し本数	高松市と同じ。
3 税率	・1,000本につき2,977円 ・旧3級品(エコー、わかば、しんせい等)については、1,000本につき1,412円	高松市と同じ。
4 申告納付期限	当月の売り渡し分について、翌月末日まで	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	特別土地保有税	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1月1日において基準面積(5,000㎡)以上の土地を所有する者(保有)</li> <li>・1月1日又は7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得)</li> <li>1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。</li> </ul>	高松市と同じ。
2 課税標準	・土地の取得価額	高松市と同じ。
3 税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の保有に係るもの 100分の1.4</li> <li>・土地の取得に係るもの 100分の3</li> </ul>	高松市と同じ。
4 税額	保有分 ・土地の取得価額×税率 - その土地の固定資産税額相当額 取得分 ・土地の取得価額×税率 - その土地の不動産取得税額相当額	高松市と同じ。
5 免税点	5,000㎡未満	高松市と同じ。
6 申告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の保有に係るもの 5月31日</li> <li>・土地の取得に係るもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日前1年以内の取得者 2月末日</li> <li>7月1日前1年以内の取得者 8月31日</li> </ul> </li> </ul>	高松市と同じ。
参 考	平成15年度税制改正により、15年度以降保有分及び取得分とも、新たな課税は実施しないこととされた。 ただし、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡又は免除土地予定地として、徴収猶予中の納税義務者については、免除されない。	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。
2 税率	入湯客1人1日につき150円(標準税率)	入湯客1人1日につき100円
3 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生以下の者又は年齢12歳未満の者</li> <li>・一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者</li> <li>・利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者</li> <li>・学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者</li> <li>・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢12歳未満の者</li> <li>・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</li> <li>・地域住民の福祉の向上を図るため、町が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者</li> <li>・鉱泉浴場施設で、その利用料金が1,000円以下のものに入湯する者</li> </ul>
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月15日までに申告納入	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率が異なっている。</li> <li>・課税免除基準が異なっている。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> <li>・課税免除基準については、合併時に高松市の制度に統一する。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	事業所税	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 納税義務者	・市内の事業所等において事業を行う法人又は個人 .....資産割、従業者割	該当なし。
2 課税標準	・資産割 .....事業所床面積 ・従業者割 .....従業者給与総額	
3 税率	・資産割 .....1㎡につき600円 ・従業者割 .....従業者給与総額の100分の0.25	
4 免税点	・資産割 .....事業所床面積1,000㎡以下 ・従業者割 .....従業者数100人以下	
5 申告納付	・法人 .....事業年度終了の日から2月以内 ・個人 .....翌年の3月15日まで	

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市の制度に統一した場合、国分寺町には新しい課税となる。

対 応 策
国分寺町地域の事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金  <math>\text{納期前に納付した税額} \times 0.5 / 100 \times \text{納期前の月数}</math>                      前納時期                      第1期の納期の末日まで                      交付限度額                      各期ごとの税額が10万円まで                      適用税目                      市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)</p> <p>平成17年度から廃止する。</p>	<p>報奨金  <math>\text{納期前に納付した税額} \times 1 / 100 \times \text{納期前の月数}</math>                      前納時期                      高松市と同じ。                      交付限度額                      なし                      適用税目                      高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能	高松市と同じ。
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	国分寺町(税務課)において実施

部 会 名	企画財政
-------	------

問題点・課題
高松市では、平成17年度から報奨金制度を廃止することとなっている。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</li> <li>・住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、国分寺町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p>

協議第 2 5 号資料

「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て ..... 20 ~ 23

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	
分類	職員数等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 職員数	3,287人 (平成16年4月1日 現在)	203人 (平成16年4月1日 現在)
2 職層別人数	部長級 21人 部次長級 46人 課長級 133人 課長補佐級 232人 係長級 803人 一般職・教員等 2,052人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 -人 部次長級 -人 課長級 12人 課長補佐級 21人 係長級 29人 一般職・教員等 141人 (平成16年4月1日 現在)
3 級別職種	(全職種) 1級 1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 2級 1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務 4級 1 係長又はこれに相当する職務 5級 1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 6級 1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 7級 1 課長補佐又はこれに相当する職務	(行政職) 1級 主事又はこれに相当する職務 2級 相当高度な主事又はこれに相当する職務 3級 高度な主事又はこれに相当する職務 4級 主任主事又はこれに相当する職務 5級 主査又はこれに相当する職務、係長 6級 課長補佐又はこれに相当する職務、相当高度な係長高度な主査又はこれに相当する職務 7級 課長又はこれに相当する職務 高度な課長補佐又はこれに相当する職務 8級 高度な課長又はこれに相当する職務  (技能労務職) 1級 調理員又は管理員及び介護職の職務 2級 相当高度な調理員又は管理員及び介護員の職務 3級 主任管理員又は主任調理員及び主任介護員の職務

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
国分寺町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い																																					
分類	職員数等																																					
項目	現 高 松 市	況 国 分 寺 町																																				
	<table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務</td> </tr> </table>	8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務	9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務	10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務	11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務	<table border="1"> <tr> <td>4級</td> <td>特に高度な業務を行う主任管理員又は主任調理員及び主任介護員の職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>特に高度な業務を行なう、主任管理員又は主任調理員、及び主任看護員の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔医療職 一種〕</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>医療業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当高度な医療業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度な医療業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>極めて高度な医療業務を行う職務、院長の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔医療職 二種〕</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>栄養士の職務理学療法士又は作業療法士の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>高度な業務を行う栄養士、理学療法士又は作業療法士の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>主任栄養士、主任理学士又は主任作業療法士</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>困難な業務を行う主任栄養士、主任理学療法士又は主任作業療法士</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>栄養士長、理学療法士長又は作業療法士長</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>困難な業務を行う栄養士長理学療法士又は作業療法士</td> </tr> </table>	4級	特に高度な業務を行う主任管理員又は主任調理員及び主任介護員の職務	5級	特に高度な業務を行なう、主任管理員又は主任調理員、及び主任看護員の職務	〔医療職 一種〕		1級	医療業務を行う職務	2級	相当高度な医療業務を行う職務	3級	高度な医療業務を行う職務	4級	極めて高度な医療業務を行う職務、院長の職務	〔医療職 二種〕		1級	栄養士の職務理学療法士又は作業療法士の職務	2級	高度な業務を行う栄養士、理学療法士又は作業療法士の職務	3級	主任栄養士、主任理学士又は主任作業療法士	4級	困難な業務を行う主任栄養士、主任理学療法士又は主任作業療法士	5級	栄養士長、理学療法士長又は作業療法士長	6級	困難な業務を行う栄養士長理学療法士又は作業療法士
8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務																																					
9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務																																					
10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務																																					
11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務																																					
4級	特に高度な業務を行う主任管理員又は主任調理員及び主任介護員の職務																																					
5級	特に高度な業務を行なう、主任管理員又は主任調理員、及び主任看護員の職務																																					
〔医療職 一種〕																																						
1級	医療業務を行う職務																																					
2級	相当高度な医療業務を行う職務																																					
3級	高度な医療業務を行う職務																																					
4級	極めて高度な医療業務を行う職務、院長の職務																																					
〔医療職 二種〕																																						
1級	栄養士の職務理学療法士又は作業療法士の職務																																					
2級	高度な業務を行う栄養士、理学療法士又は作業療法士の職務																																					
3級	主任栄養士、主任理学士又は主任作業療法士																																					
4級	困難な業務を行う主任栄養士、主任理学療法士又は主任作業療法士																																					
5級	栄養士長、理学療法士長又は作業療法士長																																					
6級	困難な業務を行う栄養士長理学療法士又は作業療法士																																					

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い		部会名	総務
分類	職員数等			
現 況				
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
		(医療職 三種) 1級 准看護師の職務 2級 高度な業務を行う准看護師 看護師 3級 主任看護師の職務又はこれに相当する看護師 4級 看護師長の職務 5級 困難な業務を行う看護師長の職務 6級 困難な業務を行う看護師長の職務		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い					
分類	職員数等					
項目	現 高 松 市			況 国 分 寺 町		
4 平均給料月額等	区分	一般行政職	技能職	区分	一般行政職	技能職
	平均給料月額	358,539円	347,589円	平均給料月額	324,000円	225,900円
	平均給与月額	417,272円	390,950円	平均給与月額	369,600円	255,800円
	平均年齢	42歳2月	44歳4月	平均年齢	41歳	43歳6月
	(平成16年4月1日現在)			(平成16年4月1日現在)		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

協議第27号資料

「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25～26



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
3 綾南環境衛生組合	該当なし。	(構成市町) 国分寺町、綾上町、綾南町、綾歌町 (共同で実施している事務) ・一般廃棄物の埋立 ・綾南斎苑の設置及び管理運営 ・し尿貯留槽の設置及び管理運営
4 香川県市町総合事務組合	該当なし。	(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)  (共同で処理する事務) ・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務
5 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	【国分寺町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年5月29日

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て .....	28
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て .....	29 ~ 30
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て .....	31
被 服 等 貸 与 に つ い て .....	32
消 防 団 車 両 に つ い て .....	33

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い																																																							
分類	組織																																																							
	現 況																																																							
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																																						
1 組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団数 1</li> <li>・ 方面隊数 6</li> <li>・ 分団数 26</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団数 1</li> <li>・ 方面隊数 -</li> <li>・ 分団数 4</li> </ul>																																																						
2 階級定員及び現員数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>84</td><td>83</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>158</td><td>157</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>478</td><td>442</td></tr> <tr><td>計</td><td>806</td><td>768</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日現在</p>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	4	4	分団長	26	26	副分団長	55	55	部 長	84	83	班 長	158	157	団 員	478	442	計	806	768	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>12</td><td>12</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>82</td><td>77</td></tr> <tr><td>計</td><td>104</td><td>99</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日現在</p>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	1	1	分団長	4	4	副分団長	4	4	部 長	-	-	班 長	12	12	団 員	82	77	計	104	99
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																						
団 長	1	1																																																						
副団長	4	4																																																						
分団長	26	26																																																						
副分団長	55	55																																																						
部 長	84	83																																																						
班 長	158	157																																																						
団 員	478	442																																																						
計	806	768																																																						
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																						
団 長	1	1																																																						
副団長	1	1																																																						
分団長	4	4																																																						
副分団長	4	4																																																						
部 長	-	-																																																						
班 長	12	12																																																						
団 員	82	77																																																						
計	104	99																																																						

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団の組織が異なる。</li> <li>・ 階級及び階級の定員に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国分寺町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団国分寺分団とする。</li> <li>・ 国分寺町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>国分寺町消防団は、高松市消防団に統合する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 団員報酬	報酬額(年額) 団 長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部 長 - 29,700円 班 長 - 27,500円 団 員 - 25,500円	報酬額(年額) 団 長 - 135,000円 副団長 - 95,000円 分団長 - 84,000円 副分団長 - 68,000円 部 長 - -円 班 長 - 62,000円 団 員 - 62,000円
2 出勤報酬等	・ 4時間以上の火災出勤者及び水防(訓練含む)出勤者 1人1回につき 2,800円 ・ 4時間未満の火災出勤者及び訓練、警戒等の出勤者 1人1回につき 2,400円 ・ 機関員 車両1台当たり1人 年額 6,950円 小型ポンプ1台当たり1人 年額 3,050円	・火災・水防 1人1回につき 1,500円 ・訓練等 1人1回につき 1,000円 ・機関員車両定期点検 車両1台当たり 年額 120,000円 小型ポンプ1台当たり 年額 120,000円

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
団員報酬、出勤報酬等及び退職報償金の支給基準に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
	現 況	
項 目	高 松 市	国 分 寺 町
3 退職報償金	<p>【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給</p> <p>【3年以上5年未満の団員】 一律 30,000円を支給</p>	<p>【5年以上の団員】 高松市と同じ。</p> <p>【1年以上5年未満の団員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 14,000円</li> <li>・副団長 12,000円</li> <li>・分団長 11,000円</li> <li>・副分団長 11,000円</li> <li>・班長 10,000円</li> <li>・団員 8,000円</li> </ul>
4 公務災害補償	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。	高松市と同じ。

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員互助共済会	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 名称	高松市消防団員相互共助会	該当なし。 国分寺町消防団慶弔内規に基づき、消防団員への結婚祝金、病氣見舞金及び死亡弔慰金の給付を行っている。
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。	
3 事業内容等	(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共助救慰、退団者の報償などの給付を行う。  (給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など	
4 会費	団員1人につき 650円(年額)	
5 その他	市の補助金等 1人当たり3,000円を補助(年額)	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い							
分類	被服等貸与							
	現			況				
項目	高松市			国分寺町				
1 貸与品目・数量等	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし	制服	1	全員	なし
	制帽	1	"	"	制帽	1	"	"
	ネクタイ	1	"	"	ネクタイ	2	"	"
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	"	盛夏服	なし	-	-
	盛夏帽	1	全員	"	盛夏帽	なし	-	-
	訓練服	1	"	"	訓練服	2(冬・夏)	全員	なし
	ベルト	3	"	"	ベルト	2(冬・夏)	"	"
	白手袋	1	"	"	白手袋	なし	-	-
	防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分			ヘルメット	消防屯所備付		
	長靴	長靴は副団長以上			半長靴	1	全員	なし
	ゴム長靴	1	全員	なし	ゴム長靴	1	"	"
	階級章	2	"	"	階級章	2	"	"
	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	なし	-	-
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			訓練ヘルメット	1	全員	なし
	作業用皮手袋	2	全員	なし	作業用皮手袋	1	"	"
	アホロキップ	1	"	"	アホロキップ	なし	-	-
	防寒衣	なし	-	-	防寒衣	なし	-	-
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			雨合羽	なし		
脚半	1	全員	1	脚半	1	全員	1	

部会名	消防
-----	----

問題点・課題	品目、数量等に差異がある。
--------	---------------

対応策	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

調整案	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い		
分類	消防団車両		
	現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町	
1 現況	消防ポンプ車(CD-1) 10台 消防ポンプ車(BS-1) 23台 消防ポンプ車(BD-1) 2台 指揮広報車 1台 小型動力ポンプ積載車 17台 小型動力ポンプ積載車(軽) 3台	消防ポンプ車(CD-1) 2台 消防ポンプ車(BD-1) 2台 小型動力ポンプ積載車(軽) 4台	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
装備等に差異がある。

対 応 策
国分寺町消防団の車両の積載資機材は、当分の間、現行のとおりとする。

調 整 案
国分寺町の消防団車両については、高松市消防団に引き継ぐものとする。

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	35 ~ 36
国民健康保険の健康推進事業について	37
出産育児一時金について	38
葬祭費について	39
高額療養費貸付制度について	40

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い																																					
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																				
1 保険料・税の区分	保険料	保険税																																				
2 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																				
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	高松市と同じ。																																				
4 税率等 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0 / 100</td> <td>1.5 / 100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>26.9 / 100</td> <td>5.9 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,100円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,200円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0 / 100	1.5 / 100	資産割	26.9 / 100	5.9 / 100	均等割	29,100円	7,000円	平等割	24,200円	4,300円	課税限度額	530,000円	80,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>6.1 / 100</td> <td>1.2 / 100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>10.0 / 100</td> <td>4.2 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>24,000円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,000円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	6.1 / 100	1.2 / 100	資産割	10.0 / 100	4.2 / 100	均等割	24,000円	6,300円	平等割	24,000円	4,200円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.0 / 100	1.5 / 100																																				
資産割	26.9 / 100	5.9 / 100																																				
均等割	29,100円	7,000円																																				
平等割	24,200円	4,300円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	6.1 / 100	1.2 / 100																																				
資産割	10.0 / 100	4.2 / 100																																				
均等割	24,000円	6,300円																																				
平等割	24,000円	4,200円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
5 納期	年8回 (7月から翌年の2月まで 毎月)	年6回 (7月から12月まで 毎月)																																				
6 法定軽減制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7割軽減 前年における総所得金額が33万円以下の世帯</li> <li>・5割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を除く被保険者数 × 24万5千円) 以下の世帯</li> <li>・2割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を含む被保険者数 × 35万円) 以下の世帯</li> </ul>	高松市と同じ。																																				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税と保険料の違いにより、根拠法令等が異なる。</li> <li>・税率等、納期及び徴収方法が異なる。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>・国分寺町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。</li> <li>・国分寺町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> </ul>

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> </ul>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等	
現 況		
項目	高 松 市	国 分 寺 町
7 減免制度	・天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ。
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している。	職員が直接臨戸訪問している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	2.2 国民健康保険事業の取扱い		部会名	市民
分類	国民健康保険の健康推進事業			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 人間ドック助成	対象者(下記の条件をすべて満たす者) ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること 助成額 1人1年度につき25,000円	高松市と同じ。		
2 脳ドック助成	対象者(下記の条件をすべて満たす者) ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること 助成額 1人1年度につき25,000円	高松市と同じ。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	2.2 国民健康保険事業の取扱い	
分類	出産育児一時金	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産(死産も含む。)した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。
3 給付の手続き	・出生届の後の場合 申請書だけを提出 ・出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 ・死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から1週間 ・現金払い.....即日に支給	高松市と同じ。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	葬祭費	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から2週間 ・現金払い.....支給日は、月2回	・口座振込.....高松市と同じ。 ・現金払い.....申請日に支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
給付額及び支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	高額療養費貸付制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 申請者の資格	国保料を完納していること 所得税の非課税者のみで構成されている世帯	該当なし。
2 貸付限度額	高額療養費該当額の9割	
3 貸付利息	なし	
4 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料

運営主体等について	42
介護保険料の賦課・徴収について	43
介護保険給付事業について	44
利用者負担軽減事業について	45
介護認定調査事業等について	46
介護サービス事業所運営事業について	47

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	運営主体等	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 運営主体	高松市が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 64,853人 第2号 466人(要介護認定者数) 合計 65,319人  (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 2,276人 ・要介護 1 4,239人 ・要介護 2 1,513人 ・要介護 3 1,165人 ・要介護 4 1,228人 ・要介護 5 1,300人 計 11,721人	国分寺町が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 3,931人 第2号 27人(要介護認定者数) 合計 3,958人  (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 110人 ・要介護 1 229人 ・要介護 2 75人 ・要介護 3 78人 ・要介護 4 73人 ・要介護 5 87人 計 652人
2 介護保険事業計画	(内容) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う。 (期間) ・第1期 平成12年度～平成16年度 ・第2期 平成15年度～平成19年度	(内容) 高松市と同じ。  (期間) 高松市と同じ。
3 介護保険事業財政調整基金	運用利子及び余剰金を積立 (基金残高:平成16年3月31日現在) 1,128,579千円	高松市と同じ (基金残高:平成16年3月31日現在) 17,000千円
4 香川県財政安定化基金拠出金等	(内容) 介護保険事業計画の保険給付額をもとに指示された拠出率(0.001)を乗じて拠出 (基金からの借入金) なし	(内容) 高松市と同じ。  (基金からの借入金) 8,000千円(平成16年3月31日現在) 平成17年12月完済の予定

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
国分寺町には、香川県財政安定化基金からの借入残金がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い																																											
分類	介護保険料の賦課・徴収																																											
	現 況																																											
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																										
1 保険料	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>16,200</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,100</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,500</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,600</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>70,700</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	16,200	0.40	第2段階	29,100	0.72	第3段階	40,400		第4段階	50,500	1.25	第5段階	60,600	1.50	第6段階	70,700	1.75	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>18,360</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>28,560</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>53,040</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>63,240</td> <td>1.55</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>65,280</td> <td>1.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	18,360	0.45	第2段階	28,560	0.70	第3段階	40,800		第4段階	53,040	1.30	第5段階	63,240	1.55	第6段階	65,280	1.60
段 階	年額保険料(円)	乗率																																										
第1段階	16,200	0.40																																										
第2段階	29,100	0.72																																										
第3段階	40,400																																											
第4段階	50,500	1.25																																										
第5段階	60,600	1.50																																										
第6段階	70,700	1.75																																										
段 階	年額保険料(円)	乗率																																										
第1段階	18,360	0.45																																										
第2段階	28,560	0.70																																										
第3段階	40,800																																											
第4段階	53,040	1.30																																										
第5段階	63,240	1.55																																										
第6段階	65,280	1.60																																										
2 賦課期日	毎年4月1日	高松市と同じ。																																										
3 納期	<p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期.....7月1日から7月31日まで</li> <li>・第2期.....8月1日から8月31日まで</li> <li>・第3期.....9月1日から9月30日まで</li> <li>・第4期.....10月1日から10月31日まで</li> <li>・第5期.....11月1日から11月30日まで</li> <li>・第6期.....12月1日から12月31日まで</li> <li>・第7期.....1月1日から1月31日まで</li> <li>・第8期.....2月1日から2月末日まで</li> </ul> <p>参考:第1号被保険者(特別徴収) 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時</p>	<p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期.....7月1日から7月31日まで</li> <li>・第2期.....8月1日から8月31日まで</li> <li>・第3期.....9月1日から9月30日まで</li> <li>・第4期.....10月1日から10月31日まで</li> <li>・第5期.....11月1日から11月30日まで</li> <li>・第6期.....12月1日から12月31日まで</li> </ul> <p>参考:第1号被保険者(特別徴収) 高松市と同じ。</p>																																										
4 滞納保険料の徴収方法等	<p>主として非常勤の介護保険推進員が臨戸訪問し、収納している。</p> <p>介護保険推進員の職務 介護保険料の徴収、納付勧奨、申告書の受領、口座振替の勧奨、居所調査等</p>	<p>職員が臨戸訪問し、収納している。</p>																																										

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・保険料額、乗率及び納期が異なる。 ・滞納保険料の徴収方法が異なる。 ・第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとする。 また、国分寺町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。 また、国分寺町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護保険給付事業	
	現 況	
項目	高 松 市	高 国 分 寺 町
1 介護・予防給付	<p>現物給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス 1割自己負担</li> <li>・施設介護サービス 1割自己負担</li> <li>(食事代は標準負担額 1日780円)</li> </ul> <p>償還払</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具購入費の支給 年間10万円購入限度(1割自己負担)</li> <li>・住宅改修費の支給 20万円改修限度(1割自己負担)</li> </ul>	高松市と同じ。
2 高額介護サービス	<p>(内容)</p> <p>1カ月の利用者負担額の合計が上限額を超えた額を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般世帯 37,200円上限</li> <li>・市民税世帯非課税 24,600円上限</li> <li>・生活保護受給者等 15,000円上限</li> </ul>	高松市と同じ。
3 給付費通知	<p>(内容)</p> <p>サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書を4ヶ月に1回送付</p> <p>(対象)</p> <p>サービス利用者</p> <p>(時期)</p> <p>年3回(5月、9月、1月)</p>	<p>(内容)</p> <p>サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書(国保連が作成)を3ヶ月に1回送付</p> <p>(対象)</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>(時期)</p> <p>年4回(5月、8月、11月、2月)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
給付費通知の通知回数等が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い										
分類	利用者負担軽減事業										
	現 況										
項目	高 松 市	国 分 寺 町									
1 法施行時の訪問介護利用者に対する助成	<p>(対象者) 法施行時に訪問介護を利用していた高齢者、障害者で要綱に定める一定の要件をみたしている者</p> <p>(助成内容) 負担割合(10%)を下記の負担割合に軽減</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> </table>	年度	15	16	高齢者	6%	6%	障害者	3%	3%	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(助成内容) 高松市と同じ。</p>
年度	15	16									
高齢者	6%	6%									
障害者	3%	3%									
2 社会福祉法人減免に対する助成	<p>(対象者) 低所得者で特に生計が困難なサービス利用者に対し、利用者負担を減免した社会福祉法人</p> <p>(所得要件) サービス利用者の年間所得60万円以下</p> <p>(助成内容) ・ 対象サービス(老人福祉施設、通所介護等) ・ 減免した利用者負担の総額が本来受領すべき収入の1%を超えた場合、所定の要件で、その2分の1の額を市が助成する。</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(所得要件) サービス利用者の年間所得42万円以下</p> <p>(助成内容) 高松市と同じ。</p>									
3 離島での介護サービス提供事業者への助成	<p>(対象者) 男木島及び女木島でサービスを提供した事業者</p> <p>(助成内容) ・ 福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除き保険給付費に相当する額を助成するとともに全てのサービスについて旅客運賃および一部のサービスについては海上輸送費を助成する。</p>	該当なし。									

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
社会福祉法人減免に対する助成の所得要件が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		23 介護保険事業の取扱い		部会名	健康福祉
分類		介護認定調査事業等			
		現況			
項目		高松市	国分寺町	問題点・課題	
1	介護認定調査 (直営)	(体制) 職員2人、非常勤嘱託職員6人 (非常勤嘱託職員は1年間の年度雇用)  (調査対象) 原則として、新規申請分の調査を実施 直営による調査は、調査全体の約2割弱	(体制) 老人介護支援センター(直営)職員3人  (調査対象) 調査全体の9割(主に町内の施設)	介護認定調査について、直営・委託の調査対象が異なる。	
2	介護認定調査 (委託)	(調査対象) 直営分を除く調査(原則として、更新分) (委託先) 市内老人介護支援センター17カ所、老健施設4カ所、遠隔地等については随時	(調査対象) 直営分を除く調査 (委託先) 居宅介護支援事業所など2カ所 遠隔地等については随時	対応策 高松市の制度に統一する。	
3	介護認定審査会	高松地区広域市町村圏振興事務組合による運営 (参考) 委員構成 ・医療機関 49人 ・保健関係者 28人 ・福祉関係者 44人 委員の任期 2年間(平成15.4.1~17.3.31) 合議体数 24(1合議体 5人)委員数 121人 報酬 1回当たり 21,760円	高松市と同じ。	調整案 高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護サービス事業所運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 居宅介護支援事業所	<p>該当なし。 (香川県の指定を受けた民間事業所が実施)</p> <p>民間事業所数(平成16年10月1日現在) 73事業所</p>	<p>設置場所 老人保健施設こくぶんじ荘</p> <p>運営形態 国分寺町が直営で運営</p> <p>業務内容 香川県の指定を受けて、要介護者等の依頼によりケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整を行う。</p> <p>民間事業所数(平成16年10月1日現在) 5事業所</p>
2 訪問看護事業所	<p>該当なし。 (香川県の指定を受けた民間事業所が実施)</p> <p>民間事業所数(平成16年10月1日現在) 199事業所(みなし指定を含む)</p>	<p>該当なし。 (香川県の指定を受けた民間事業所が実施)</p> <p>民間事業所数(平成16年10月1日現在) 11事業所(みなし指定を含む)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>国分寺町では、居宅介護支援事業所を直営で運営している。</p>

対 応 策
<p>国分寺町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。</p>

調 整 案
<p>国分寺町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。</p>

「交通関係事業について」に関する資料

交通安全運動について	49
交通安全活動について	50
交通安全資材の配布について	51
市・町民交通傷害保障について	52
放置車両等対策について	53 ~ 55
自転車等駐車場管理について	56
生活バス路線維持について	57

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業	
分類	交通安全運動	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の交通安全運動 4月</li> <li>・秋の交通安全運動 9月</li> <li>・年末、年始の交通安全運動 12月～1月</li> <li>・高齢者の交通安全日 毎月5日</li> <li>・自転車の交通安全日 毎月8日</li> <li>・市民の交通安全日 毎月20日</li> <li>・交通安全対策会議 2回/年</li> <li>・交通安全都市推進協議会 6回/年</li> <li>・交通安全母の会連絡協議会 16回/年</li> <li>・各種交通安全会議 25回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の交通安全運動 4月</li> <li>・秋の交通安全運動 9月</li> <li>・年末、年始の交通安全運動 12月～1月</li> <li>・高齢者の交通安全日 毎月5日</li> <li>・自転車の交通安全日 該当なし。</li> <li>・県民の交通安全日 毎月20日</li> <li>・交通安全対策会議 該当なし。</li> <li>・国分寺町交通安全対策協議会 1回/年</li> <li>・交通安全母の会 4回/年</li> <li>・各種交通安全会議 15回/年</li> </ul>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
活動内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業	
分類	交通安全活動	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 交通安全指導者研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全母の会指導者研修会</li> <li>・保育所、幼稚園、小学校交通安全担当者研修会</li> <li>・老人クラブ指導者研修会</li> <li>・PTA指導者研修会</li> <li>・校区(地区)交通安全母の会研修会</li> <li>・高齢者交通指導員研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全母の会指導者研修会</li> <li>・交通指導員研修会</li> </ul>
2 交通安全教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所 2回/年(年間延べ100回)</li> <li>・幼稚園 2回/年(年間延べ88回)</li> <li>・小・中学校 1回または2回/年(年間延べ66回)</li> <li>・高齢者 延べ15回/年</li> <li>・母親教室 延べ8回/年</li> <li>・地域、団体 延べ18回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所 1回/年(年間延べ2回)</li> <li>・幼稚園 1回/年(年間延べ2回)</li> <li>・小・中学校 1回/年(年間延べ3回)</li> <li>・高齢者 5回/年(自転車教室)</li> </ul>
3 街頭交通指導の実施主体等	交通安全協力会・PTA・子ども会育成協議連絡会等が実施している。	交通指導員が実施している。
4 マナーアップモデル地区事業	(指定) 毎年度3地区を指定 (目的) 全市民の模範となる交通安全活動を実践することにより、交通マナーの向上を図るとともに市民福祉の増進と交通安全都市の実現を図る。	該当なし。
5 交通指導員の活動	(活動内容等) 4名の交通指導員により、保育所等での交通安全教室(年間約300回開催)に出向き、指導を行うほか、交通安全行事等を通じ、交通安全に係る指導・教育・啓発活動を推進している。	(活動内容等) 6名の交通指導員により、町内3ヶ所の危険箇所を小中学校登校日に毎日、街頭指導している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全指導者研修会の内容に差異がある。</li> <li>・交通安全教室の開催回数等に差異がある。</li> <li>・街頭指導の実施主体等に差異がある。</li> <li>・国分寺町では、マナーアップモデル地区事業を実施していない。</li> <li>・交通指導員の活動内容等に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業	
分類	交通安全資材の配布	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 保育所・幼稚園・学校関係資材	<p>目的 新入学児童に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、交通安全絵本、紙芝居 (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いハンカチ、交通安全絵本 (中学生) 該当なし。 学校等から要望があった場合には、自転車用反射材については、適宜、配布している。</p>	<p>目的 新入学児童・生徒に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) カットバン、こじかワッペン (小学校) ランドセルカバー、コップ等 (中学生) サイクルカラー</p>
2 街頭補導用資材	<p>(目的) 児童の登校の安全確保 (配布物) 指導旗、帽子、腕章 (対象者等) 街頭補導員</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。 (配布物) 高松市と同じ。 (対象者等) 交通指導員</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業																																					
分類	市・町民交通傷害保障																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																				
1 名称	高松市市民交通傷害保険	町民交通傷害保険																																				
2 加入者の資格	市内に住所を有する者(外国人登録者を含む)	町内に住所を有する者(外国人登録者を含む) 町内へ通勤通学している者																																				
3 保険期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入は加入の翌日から)	毎年11月1日から翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)																																				
4 保険料	年間1人1口 720円(2口まで加入可)	年間1人2口 1,200円 保・幼・小・中学生の加入者に対して、保険料の2割を補助している。																																				
5 保険請求期間	交通事故発生日から2年以内	高松市と同じ。																																				
6 保険金	<p>死亡・後遺障害の場合 100万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>治療期間6ヶ月以上</td><td>120,000</td></tr> <tr><td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td><td>90,000</td></tr> <tr><td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td><td>70,000</td></tr> <tr><td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td><td>50,000</td></tr> <tr><td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>治療期間1日以上1週間未満</td><td>5,000</td></tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	120,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000	治療期間1日以上1週間未満	5,000	<p>死亡・後遺障害の場合 200万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>治療期間6ヶ月以上</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td><td>140,000</td></tr> <tr><td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>治療期間1日以上1週間未満</td><td>10,000</td></tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	240,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000	治療期間1日以上1週間未満	10,000
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	120,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	5,000																																					
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	240,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	10,000																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・保険期間等に差異がある。 ・国分寺町では保・幼・小・中学生の加入者に対して保険料の一部補助を行っている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域における保険期間については、合併時まで調整するものとする。 なお、国分寺町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業		部会名	土木
分類	放置車両等対策			
	現 況			
項目	高 松 市	国 分 寺 町		
1 放置自動車対策	<p>(内容)                      放置自動車の発生を防止するとともに適正な処理を行う。</p> <p>(対象車両)                      125ccを超える車両(2輪車を含む)</p> <p>(対象区域)                      道路、公園、公営住宅、その他国又は公共団体が設置・管理する場所</p>	該当なし。	<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <p>・国分寺町では放置自動車対策を行っていない。                      ・放置自転車等の禁止区域、撤去までの放置期間及び移送保管料に差異がある。                      ・国分寺町では、放置自転車保管後の再利用を行っていない。</p>	
			<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。                      ただし、国分寺町地域における「放置禁止区域」については、「放置整理区域」として取り扱うものとする。</p>	
			<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業	
分類	放置車両等対策	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
2 放置自転車対策	<p>(内容) 公共の場所から放置自転車を排除し、歩行者等の通行の安全と円滑を確保し、良好な都市環境を保持する。</p> <p>(放置禁止区域) JR四国高松駅地区、中央通り、美術館通り、琴電瓦町駅地区、サンポート高松地区、琴電栗林公園駅地区</p> <p>・放置期間 2時間以上</p> <p>(放置整理区域) JR四国栗林駅地区、琴電片原町駅地区</p> <p>・放置期間 2日以上</p> <p>(放置禁止区域、放置整理区域以外の区域)</p> <p>・放置期間 7日以上</p> <p>(整理及び撤去) ・放置禁止区域、整理区域及び自転車等駐車場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札等の貼り付けを行い、一定期間・期間経過後撤去作業を実施。その他区域についても、通報等により、随時撤去作業を実施している。</p> <p>・撤去した自転車等は、保管所に60日間保管し、その間所有者等の調査を行い、返還通知を行う。</p> <p>・返還時には、移送保管料として、自転車1,500円、原動機付自転車2,500円の徴収を行う。</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(放置禁止区域) JR端岡駅周辺</p> <p>・放置期間 通報等により随時撤去</p> <p>(整理及び撤去) 放置禁止区域に放置している自転車を移送し、移送による告示の日から60日を経過した自転車は処分している。</p> <p>・撤去した自転車等は、保管所に60日間保管し、その間防犯登録等を参照し、所有者の割出しを行い、引取通知をする。</p> <p>・返還時には、移送保管料として、移送の日から14日以内であれば、自転車2,000円、原動機付自転車2,500円、移送の日から14日を超える日以後は自転車2,500円、原動機付自転車3,000円の徴収を行う。</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業																						
分類	放置車両等対策																						
	現 況																						
項目	高 松 市	国 分 寺 町																					
3 放置自転車 保管後の再 利用	<p>レンタサイクルシステム (レンタサイクルポート設置場所) 瓦町地下レンタサイクルポートほか5か所 (配置台数) 835台 (料金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>学生等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一時利用</td> <td>24時間以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>24時間超</td> <td>24時間までごとに100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>放置自転車の一般販売 放置自転車のうち引き取り手がなく再利用が可能な自転車を、自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却し、同推進協会に加盟している29の自転車店が点検・整備を行い各店舗で一般販売を行っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>販売台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>347台</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>670台</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>636台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	学生等	定期利用	1か月	2,000円	3か月	5,500円	一時利用	24時間以内	100円	24時間超	24時間までごとに100円	年度	販売台数	13	347台	14	670台	15	636台	該当なし。
区分	一般	学生等																					
定期利用	1か月	2,000円																					
	3か月	5,500円																					
一時利用	24時間以内	100円																					
	24時間超	24時間までごとに100円																					
年度	販売台数																						
13	347台																						
14	670台																						
15	636台																						

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 16 交通関係事業	
分類		自転車等駐車場管理	
		現況	
項目		高松市	国分寺町
1 自転車駐車場管理	<p>(内容) 自転車等の利用者の利便を図るため、有料の自転車駐車場を設置し、管理している。</p> <p>(管理方法) 委託方式</p> <p>(施設概要) 瓦町地下自転車駐車場 ・面積:1,965㎡ ・収容台数:960台 ・利用時間:午前6時～午後11時 高松駅前広場地下自転車駐車場 ・面積:5,009㎡ ・収容台数:2,307台 ・利用時間:午前4時～翌日午前2時 栗林公園駅前自転車駐車場 ・面積:322㎡ ・収容台数:188台 ・利用時間:午前6時～午後11時</p> <p>(駐車料) 1回100円・1ヶ月2,000円(自転車) 3ヶ月5,500円 学生 1ヶ月1,800円 3ヶ月5,000円 1回200円・1ヶ月4,000円(バイク) 3ヶ月11,000円 学生 1ヶ月3,600円 3ヶ月10,000円</p>	<p>(内容) 端岡駅及び国分駅構内の美化と自転車等の利用者の利便を図るため、有料の自転車駐車場を設置し管理している。</p> <p>(管理方法) 直営方式</p> <p>(施設概要) 端岡駅自転車駐車場 ・面積:575㎡ ・収容台数:650台 ・利用時間:24時間 国分駅自転車駐車場 ・面積:491㎡ ・収容台数:200台 ・利用時間:24時間</p> <p>(駐車料) 1日1回100円・1ヶ月1,000円(自転車) 1日1回200円・1ヶ月2,000円(バイク)</p> <p>[国分寺町自転車駐車場管理事業基金] (内容) 町自転車駐車場管理事業資金に充てるため自転車駐車場管理事業基金を設置している。</p> <p>(状況) 21,727千円(15年度末現在)</p>	<p>問題点・課題</p> <p>・管理方法が異なる。 ・利用時間及び駐車料が異なる。 ・国分寺町では自転車駐車場管理事業基金を設置している。</p>
	<p>対応策</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、端岡駅、国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時までに調整するものとする。</p>		
<p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。 ただし、端岡駅、国分駅自転車駐車場の利用時間及び駐車料については、合併時までに調整するものとする。</p>			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-16 交通関係事業																																																									
分類	生活バス路線維持																																																									
現 況																																																										
項目	高 松 市	国 分 寺 町																																																								
1 内容	減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持・確保のため、12の路線に対して補助している。	廃止になった2路線に対し、住民の公共交通機関確保のため、廃止路線代替バスとして、町営バスを運行している。																																																								
2 対象路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">運行系統</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民病院 ループバス</td> <td>新北町</td> <td>市民病院</td> </tr> <tr> <td>ショッピングレイ ンホー循環バス</td> <td>高松駅</td> <td>高松駅</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(宮脇)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(県体)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>御厩</td> <td>県立体育館前</td> <td>県立総合プール</td> </tr> <tr> <td>川島</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(レインボー)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>西植田(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>西植田</td> </tr> <tr> <td>浦生</td> <td>高松駅</td> <td>浦生</td> </tr> <tr> <td>引田線(引田)</td> <td>高松駅</td> <td>引田</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	運行系統		起 点	終 点	市民病院 ループバス	新北町	市民病院	ショッピングレイ ンホー循環バス	高松駅	高松駅	弓弦羽	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽	御厩	県立体育館前	県立総合プール	川島	高松駅	川島車庫前	川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前	川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前	西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田	浦生	高松駅	浦生	引田線(引田)	高松駅	引田	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>起点</th> <th>主な経由地</th> <th>終点</th> <th>便数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青色 路線</td> <td>はくちょう 温泉</td> <td>端岡駅・国分駅・岡本 駅・南北小学校・役場 ・県営プール等</td> <td>はくちょう 温泉</td> <td>右回り4便 左回り4便</td> </tr> <tr> <td>赤色 路線</td> <td>はくちょう 温泉</td> <td>(上記に加え) 女性会館・福祉セン ター・保健センター等</td> <td>はくちょう 温泉</td> <td>右回り3便 左回り3便</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考          ・道路運送法第21条第2号による全面外部委託方式により、1日2系統14便の運行を行っている。          ・バスは、受託者所有のマイクロバス25人乗りと29人乗り各1台、計2台。          ・乗務員は、受託者社員が乗務          ・運賃体系          普通運賃          大人(中学生以上) 100円          子供(小学生以下) 50円          大人が同伴する小学生未満の小児は大人1人につき1人を無賃とする。          高齢者割引 満75歳以上の旅客が、町の発行するカード(循環バス75証)提示により半額割引          町内在住満75歳以上に循環バス75証を発行          その他割引          障害者手帳の提示により 半額割引          は、同時に適用できない。          回数乗車券(役場・はくちょう温泉・車内で販売)          100円券12枚綴り 1,000円</p>		起点	主な経由地	終点	便数	青色 路線	はくちょう 温泉	端岡駅・国分駅・岡本 駅・南北小学校・役場 ・県営プール等	はくちょう 温泉	右回り4便 左回り4便	赤色 路線	はくちょう 温泉	(上記に加え) 女性会館・福祉セン ター・保健センター等	はくちょう 温泉	右回り3便 左回り3便
路線名	運行系統																																																									
	起 点	終 点																																																								
市民病院 ループバス	新北町	市民病院																																																								
ショッピングレイ ンホー循環バス	高松駅	高松駅																																																								
弓弦羽	高松駅	弓弦羽																																																								
弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽																																																								
弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽																																																								
御厩	県立体育館前	県立総合プール																																																								
川島	高松駅	川島車庫前																																																								
川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前																																																								
川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前																																																								
西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田																																																								
浦生	高松駅	浦生																																																								
引田線(引田)	高松駅	引田																																																								
	起点	主な経由地	終点	便数																																																						
青色 路線	はくちょう 温泉	端岡駅・国分駅・岡本 駅・南北小学校・役場 ・県営プール等	はくちょう 温泉	右回り4便 左回り4便																																																						
赤色 路線	はくちょう 温泉	(上記に加え) 女性会館・福祉セン ター・保健センター等	はくちょう 温泉	右回り3便 左回り3便																																																						

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では事業者に対し補助をしているが、国分寺町では、町営バスを運行している。

対 応 策
国分寺町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。

調 整 案
国分寺町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。

協議第32号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第32号) 市・町民褒章制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(市・町民褒章制度)	
分類	市・町民褒章制度	
	現 況	
項目	高 松 市	国 分 寺 町
1 名誉市・町民	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓越しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り、顕彰する。</p> <p>(根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2名(故人)</p>	<p>該当なし。</p>
2 市・町政功労賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 本市の公益の増進に寄与し、または市政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市制施行記念日に表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20名程度表彰</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 国分寺町の公益の増進に寄与し、又は町政の振興発展に尽力し、功労顕著な者を表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔慰金等の待遇を設けている。</p> <p>(根拠) 国分寺町功労者表彰条例 (贈呈状況) 0名</p>
3 市・町民栄誉賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市の誇りとなり、市の印象、評判を高めた個人・団体を表彰。</p> <p>(根拠) 高松市市民栄誉賞要綱 (贈呈状況) 1名</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・市・町政功労賞に差異がある。 ・国分寺町では、名誉町民及び町民栄誉賞を設けていない。</p>

対 応 策
<p>国分寺町の町政功労者については、待遇措置は継承しないものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>